

## 第 7 回 会 議 議 事 録

1 開催日時 平成25年2月27日(水) 午後1時00分から3時30分まで

2 場 所 ルビノ京都堀川 「金閣の間」

3 出席委員 (33名中27名出席)

青山委員、栗津委員、岩井委員、岩城委員、上原委員、内川委員、大澤委員、大槻委員、木村委員、小森委員、初宿委員、関 委員、瀧本委員、田尻委員、谷口委員、民谷委員、萩原委員、花木委員、藤井委員、細田委員、宮部委員、向井仲委員、村田委員、矢野委員、矢吹委員、山条委員、山本委員

### 4 内 容

#### (1) あいさつ

#### (2) 議題1 罰則規定について

○初宿座長：それでは、次第に従いまして議事を進行いたします。

本日は、次第にございますように、まず1番として罰則規定について、2番目に中間まとめ案たたき台についてが議題であります。

本日の会議は前回同様、3時半までということですので、だいたい2時までに議題1の議論をしまして、その後、中間まとめ案のたたき台の説明を事務局からいただいた辺りで、10分ぐらいの休憩を入れて、休憩後に中間まとめについて議論する。こういう順番で進めていきたいと思っております。御協力をよろしく申し上げます。

では、まず議題の1でございますが、罰則規定については、第5回の会議において細田委員などから、何らかの形で罰則規定を盛り込んだ条例にすべきだといったご意見をいただいたわけでございますが、他方、国の差別禁止部会の意見書とか、あるいは、すでに出来ている都道府県の条例においては、罰則規定は設けられていないというのが現実でございます。条例の構成とか、内容については、中間まとめの後に議論していく予定でございますので、今日はとりまとめということではありませんけれども、各委員から、条例での罰則規定についてどのように考えるべきなのか、率直なご意見を頂戴したいと思います。

それでは事務局からまず罰則規定の資料の説明を簡単にお願ひします。

#### (高宮障害者支援課長から資料1の説明)

○初宿座長：ありがとうございました。皆さんからご意見をいただく前に、1月21日に障害当事者団体等が主催されました検討部会が開催されたということで、その議論の内容について、矢吹委員からご報告を頂戴したいと思います。よろしくお願ひいたします。

○矢吹委員：矢吹です。本来は委員で弁護士をしている民谷さんの方からご報告をいただくのがいいかなと思っていたのですが、今日ちょっと遅れるということでしたのでお話ししたいと思います。

まず、基本的に言えば、罰則は、表現の重い軽いはあるにしてもゼロではないだろう。ゼロであってはならない。何らかの形で差別をする側、される側の関係性で言うと、差別する側に一

定のペナルティは課すべきだろうというふうに議論されている。ただし、事務局の方からもご案内のとおり千葉でも熊本でも他のところでも罰則規定らしいものはないということがあったわけです。私らの中でも、罰則という言葉のニュアンスや重みの受け止め方がみんなそれぞれあったということも含めて、少し議論を進めた中で、罰則とは違って制裁と言う言葉もあるので、制裁というイメージも加えてみてはどうかとの意見も出ました。

差別する側は、例えばおかしなことを言ったり、気になることがあっても、次の日には忘れていく。ところが、差別された側、言われた側からみれば、それは1年も5年も10年も、その言葉は忘れられないということ。そういうことはやっぱりこのまま放っておいたらおかしだろうという、我々差別される側の気持ちをどう消化すればいいのかというようなことも話が出たところです。

ただこの場合に、個人と個人、いわゆる民間と民間の関係の中での出来事と、個人と企業、あるいは個人と行政、あるいは公の機関というような意味でのお店とかデパートとか、そういう広い意味での部分では、個人対個人の「言った」「言わない」の問題ではなくて、もっとはっきり明確にしていくべきだろうということです。

しかも、何のための条例かということは、障害者の差別を禁止する意味合いにおける条例である以上、差別を禁止する実行力、実効性の伴うものでなければならないと考えたときに、ある程度そこに強制力を持った罰則のイメージ、制裁のイメージがあってしかるべきだろうと。それには、罰則の中身云々は結論的な話ではなくて、いろんな思いがでたわけですが、いずれにせよ、第三者機関というような、そこに相談を持ち込んだところでの受け止め方、そこに一つの強制力、権限、差別する側もされる側も呼び出して、そこで調停をする権限を持つという機関、その力をもっと強めるものにしていかない限りは、障害者に対する差別はなくなるだろうということで、何らかの罰則、制裁は必要だというような話が出されたということで報告いたします。

**○初宿座長：**ありがとうございます。それではただ今のご報告も含めまして、罰則規定について委員の皆さまからご質問等をいただきたいと思います。いつものようにどなたからでも結構ですのでよろしくお願ひします。

**○大槻委員：**商工会連合会の大槻と申します。よろしくお願ひします。罰則によりまして障害者の差別をなくしていくアプローチも一つの考え方かと思いますが、私は罰則規定を設けない方がいいのではないかという立場から発言をさせていただきます。

罰則は仮に刑罰として科すのならば、差別するものの故意や悪意という主観的な要素を犯罪の成立要件に加えなければならないと思います。しかし実態をみますと、必ずしも悪意に基づいたものばかりではなく、ときには加害者本人は、慈善的な意識でありながら、結果的に極めて差別的な取り扱いをしてしまうといった事例もあると思います。こうした無意識の配慮のなさというような事例をどう判断するかということは、非常に難しいことと思っております。また、必ずしも罰則や制裁が伴わなければ、法律や条例が意味をなさないかということも必ずしもそうではないと考えております。

的確な例えにならないかも知れませんが、例えば、未成年者が喫煙や飲酒をしても、当該行為者本人には、特に罰則はありません。しかしそれが違法行為であることは、法律の条文で明言されております。また違法であると明言されていることが、その行為者に対して、非難し、やめさせる根拠になっていると考えられます。こういったように、罰則のない禁止規定は、職業倫理に関わる規定や、努力義務規定等がありますが、いずれにしろ社会秩序を形成するための一助になっていると、このように考えられます。したがって、どのような事象に対しまして、誰がどのような物差しで、どんな罰則を与えるのかという議論も必要なのかも分かりませんが、私は、条例の中で、京都府民共通の目標としまして、障害者差別はあってはならないと明言することによりまして、条例を運用すればいいんじゃないかと思っております。

○小森委員：僕は障害を持って33年生きてきた中で、いろんなところで差別を受けてきた中で、いろんな人が、いろんな立場の人の差別があるのだと思うのですが、行政機関が、やっぱり私もここで何回もお話したのですが、障害者のケアマネージャーの養成研修の場で、これも何回も言うのですが、障害者の人が研修を受けにいったときに、階段がある場所で、障害者のトイレがなかった。それについて、障害者の人に配慮しているのは、向かいのハートピアのトイレを障害者の人は使ってもいいよと。これは本当に3・4年前、京都府の課長が言っていたことなんですね。僕らはずっと話し合いはやってきたんですね。話し合いをやってきてやってきて、何十年やってきても、全然そんなものはなくなるなんですね。そして当たり前のことが、この何十年という障害者運動を重ねながら、差別はだめと言うておきながら、それはみんな分かっているような形で言われた障害者福祉課の人たちですら、この数年前に差別をしているにも関わらず、していないんだというような実態があって、その中間まとめにも、そのことについて反省すべきというところは、きちっと書いてはいただいているのですが、やはりそういうときに悔しい思いをして、泣く泣く帰っていかないと。それを話し合いでやってきたけど結局分かってもらえなかった何十年というこの歴史の中での悔しい思いというのは、そう簡単に、法律がどうのこうの、よその条例がどうのこうの、罰則が必要ないというような、簡単なものではないということをまず皆さんに理解してほしいですね。そこにはものすごい辛い思いや悔しい思いというもの、ものすごくあったんだと、だからこそ罰則を科してでも、それをなくすんだと、別に障害を持った人、健常者の人達が、一緒に仲良く暮らすというよりは、僕たちは、障害を持っている者がお店に入るときに、入れればいいんですよ。そこで仲良く店の者として、社会の人達と仲良くなんか、正直できればいいけれど、そのことに理解を求めて、自分達の差別が長くなるのであれば、そんなことより、きちっとしたものを、きちっとした罰則なり何かをもって、整理して差別がなくなっていけば、その後に意識なんて付いてくるのではないのかなというのも一つあるんですね。だからこそ、何らかの罰則を付けるか、そしたら罰則もどういう罰則にするのかというのは、いろいろ皆さん考えていただいたりしたらいいと思う。

それとやっぱり名称ですよ。今の差別というのをなくすのはどうしていかうかという話を今出されたんで、やっぱり名称もそこにつながっていくんかなと思うんだけど、やっぱり障害者の差別を禁止しようという、高宮課長の方からどんな名前がいいか一度考えてくれと言われたんで、だいぶ前に僕が考えたものを出させてもらったんですが、やっぱり名は体を表すというようなことを本当に思います。だからこそ、その差別は禁止するという言葉をしっかり条例として盛り込むことによって。そしたら罰則もひょっとしてさほどいらなくなっても、直っていくのであれば、罰則なんていうのも軽い罰則でいいのかなと思うので、総合的にみてやっぱり名称も障害者の差別を禁止するというのもきちっと盛り込みながら、罰則の中身は皆さんでしっかり考えていくと。やっぱりそういう嫌な思い、悔しい思いをしてきた者の立場の中で、この条例は作られていっているんだということを、もう一度きちっと認識した上で議論していただけたらと思います。

○山本委員：私も何らかのペナルティーを設けないと、条例を作っていく意味がないんじゃないかということをお前の会議のときも発言させていただきました。例えば今日の罰則規定の資料1の熊本の条例は「障害のある人とない人の間に、新たな軋轢が生まれたりしないように」ということで設けないとあるんですけども、軋轢を生まないという部分では、障害を持っている方達が差別を受けたことに対して、声を出せず泣き寝入りをしているということによって「軋轢が生まれない」という現状があるんじゃないかと思います。その辺りのことをきっちりみていかないと、何のための条例なのかが分からないようになるんじゃないかと。この条例というのがやっぱり誰のための何のための条例なのかということもきっちりと考えていく、障害者の権利を守るための条例なんだということですね。障害者に不利益が起こることをきっちり守っていくという本筋をきっちり条例の中に立てておく必要があるのではないかと思います。罰則があるってということ

が「ダメなものはダメ」だと、条例の中で大きく表明することじゃないかなと思います。ですので、こういうことをきちっとしておく必要がある。条例の中では、例えば京都府の他の条例で「青少年の健全な育成に関する条例」があると思うんですが、その中ではきちっと罰則規定が設けられています。青少年の人権を守るためにそういう罰則を設けられているということがあるのであれば、障害者の権利を守るための条例にも罰則ということがきちっと明記されていることは別におかしいことではないんじゃないかと思っています。

罰則に関してなんですけども、罰則=罰金であったりとか、懲役であったりとか、そういうイメージが強いのではないかと部会の中でも話をしていました。しかし何が必要かと言うと、無意識で起こる差別であるとか、合理的配慮がなされなかったということに関して、きちっとそこを教育していったりとか、伝えていくという過程が必要だと思うんですね。差別というのがどういふものかというのが、やっぱり漠然としていたり、誰もがいけないものと思いながら明確にしてこなかったという背景もあると思います。どのような差別がどういう状況でなぜ起こったのかということ第三者機関であるとか、調停をするような機関を作ってきちっと調査と検証をしていく必要があると思うんです。そういう機関をきちっと作って、きちっと教育機関であるとかいろんな場所で、条例を通して、伝えていく必要がある。時間がかかるかもしれないけど、そういうことをしていくことが根本的な解決に繋がるのではないかな。また、差別をしてしまったという人も、その人にとっても不幸なことだと思うので、その方が次から差別的な行為をしなくて済むように、何らかの形で気付いていけるような仕組みっていうことが必要なんじゃないかなと思います。

○**内川委員**：京都府聴覚者協会の内川です。障害者差別禁止条例の罰則規定についてですが、どこからどこまでをカバーするのか分からないですけれども、私としては、絶対に入れてほしいことがあります。例えば、調整機関とか救済機関とかのそういう中に差別した人に来ていただいて聞き取りをすると思うけれども、呼び出しても来ないとか、又はその呼び出しに応じない、逃げたしまうという、そういう方にはやはり、罰則というものを設けるべきではないかと思います。差別をしてすぐに罰則というふうになるのではなくて、調整機関のところできちっと呼び出し聞き取りに応じるということですね。そういう部分をきちっとしてほしい。逃げ得というものにならないようにしてほしい。そういうような取組み、仕組みを入れていただけたらいいなと思います。

○**細田委員**：私が罰則規定の問題提起をさせていただいたのですが、やはり障害者の人権を守るためにも罰則規定は必要だと思います。罰則規定がなかったら、障害者差別はなくなるのではないかと思います。罰則規定を設けることによって人間同士の軋轢が生じるというようには考えません。調整機関によって問題を解決するという事は正しい道だと思いますけども、決してそれと罰則規定を設けることが矛盾するとは考えません。罰則規定がなければ、差別はいけないですよという精神訓話に終わってしまって、やはり条例を制定しても、精神障害者のアパートへの入居に際し、不動産業者から拒否されるという事例のようなことはなくなると類推されます。なかなか難しい問題を含んでいると思われませんが、やはり人権の観点、差別をなくしていく観点から、罰則規定を盛り込んでいただきたいと思います。

○**瀧本委員**：私は、この条例は、差別者も被差別者も共に救う条例であるべきではないかなと思っています。もちろん一定の制裁はあるのかなと。それは勧告であり、そして改善されない場合の公表かなと思っていますのですが、あえて罰則を設けて、いわゆる国民を切り分けるというのが、この差別禁止部会の意見に書かれておりますけども、こういった手法をとっていくことについては、やはり少し疑問がありますので、改めてこの条例を基にして、より共生社会に向けて育ていく条例にできないかなというふうに思っております。

○**初宿座長**：皆さんの議論を聞いていますと、罰則という言葉の意味合いが少し人によって受け止め方が違うような感じもあって、狭い意味の刑罰という話と、そうではなくて、矢吹委員が先ほど仰った制裁という言葉でおっしゃったけど、今の瀧本委員の言葉で言うと、公表するとか、そ

ういうふうなレベルのことまでのことを考えるのか。或いはそれだけのことを考えるのか。そのへんちょっと議論がいろいろな立場からなされているように思いますけども。さらにもう少し、お時間ございますけども。

○**向井仲委員**：条例づくりに関わった当初から、条例を作るのなら当然それが守られる裏づけが必要との思いと、強制されることで社会はどのように反応するのかとの心配をどのように整理するのか難しいと感じていましたが、民谷さんの意見書を読ませていただいて、障害をお持ちの方にもいろいろな受け止め方があることも分かり、益々整理がつかなくなっています。

ただ、どなたかの発言にあったとおり、個人と個人とか、個人と企業、個人と行政機関など、差別が起きているシチュエーションが違いますので、それらを押し並べて罰則の網を掛けるのは難しいと感じました。悲観的な意見で申し訳ありませんが、例えば企業が障害者を採用する場合、新たに罰則規定や強制力が加わるならば、企業はそれを遵守しなければならないだけに、採用についてより大きな負荷を感じるのではないのでしょうか。本来、罰則規定がなくても、障害者の権利が守られ差別されない社会というのが理想であるのなら、いきなり罰則規定を設ける選択肢は逆効果のように思えます。好ましいことではありませんが、罰則規定を設けることで企業の採用姿勢そのものの腰が引け、障害者雇用全体にマイナス要素が働くことが心配されます。民間企業と行政機関等によっては受け止め方が違うのかもしれませんが、対象別、シチュエーション別に緩やかな罰則規定を作っていく方法もあるのかもしれませんが、いずれにしても、民間企業の障害者雇用を進める上ではトータルでプラスに働くことは想定できません。

○**栗津委員**：きょうされんの栗津です。私も非常に即答、即断的に決められるものではもちろんないと思うのですが、国の意見書にもあるように、私達もこの間取り組んできているのは、差別のない共生社会を作ろうという大きな目標のところは皆さん一致していると思うんです。ただしこの間言われているように、実際に差別の事例は沢山あるし、条例や法律ができてすぐにはなくならないであろうと。だとすれば、それに対して何らかの罰則がないと効果がないですねという論議であると思うんです。ただ逆に言えば、罰則規定が何らかあることによって、抑止力的になって、差別がなくなるというのは、それは少し順序というか本来目指しているものと違うのかなという気がしています。そのところをどう解消するかということなんですけども、たぶん先ほど座長もおっしゃられたように、一つは罰則というそのものの言葉のイメージがかなり委員の中でもですね、違いがあるのかなと。私も当初罰則というのは、罰金であるとか、或いはその捕まってしまうとか、そういう形のいわゆる今の刑法とかの罰則みたいなイメージがあったんですけど、私が今思っているのは、いわゆる社会的な制裁と言いますか、社会的に何らかの責任を負う中で心が変わっていくとか、ちゃんと理解してもらえるとというふうな中身のことが罰則のかなというふうに思います。個人と個人でそういう事例があったときに、相手を何らかの罰を与えて、それによって人が変わって、二度と差別をしないという矮小なものではなくてですね、かといってそれを見てたから、罰せられるのが怖いので差別をやめようみたいな、そういうのではなくて。そもそもやはり、差別することはいけないということは万人共通する中身でしょうし、そういった社会を目指す。ただし、そういう差別事例があったときに、何らかの制裁的なものは必要かと。或いはその起こしたことについては、私は罰則というよりは、さっき言われたように制裁的ななんか社会的に糾弾されるようなそういうニュアンスかなと思います。具体的にどういう措置なのかというのはあるんですけども、そういうスタンスでちょっと考えていますので、非常にあいまいで申し訳ないですけど、意見として発言させていただきます。

○**矢吹委員**：向井仲さんがおっしゃったことも、とても理解しているつもりでいるのですが、実際アメリカでも、ADA法ができた後に、企業による障害者の雇用が一時減ったということが実例としてありますので、やはりその罰則を恐れて、下手をしたらやられるんじゃないかというような悪い結果を生んでしまっている面も一理あって、ただ今現在どうなったか確認はしていませんが、谷口さんの方がもし詳しくればまた後でご意見をいただきたい。ただ、知らないことによる

差別という、結果的に差別になってしまったという、差別した側は次の日すぐもう忘れてしまうという話は先ほどした訳ですけども、差別しようと思っける人はたぶんあまりいないだろうと思うし、もし、差別しようと思っける意図的にやるのであれば、罰則規定があってもやるだろうと思います。ただ、それでもそこに罰則がなければ、抑制されないものだと私は思っけるので、その規定が活かされるかどうか、そこにどういふものがか関わるかは別としても必要だろうと。

もう一つは、先ほどから出ているように、他の法律です。利用促進法とか、虐待防止法とか、或いは男女機関均等法とか、いふんなあらゆる法律にその条例で相談を受けた機関なり部署が、必ず問題毎に「こいふ法律に照らして、そこに問題を移していける」ことがちゃんとできるのであれば、条例の中で第三者機関の活かし方として、非常に有効なのかなと思っけるので。その流れを作る意味でも、罰則といふはやはり必要なのかなと思っける。

○**谷口座長代理**：矢吹さんのADA法の話を受けて、話題を続けたいと思っける。アメリカのADA法が、1990年、差別を禁止する法律として有名になっておりますが、それは細かい数字で表されてい、分かりやすいといふことですね。例え、雇用にしても、何人以上の従業員のいふ企業は、絶対に雇わないといふけないとかですね。交通にしても、こいふバスにはリフトを付けなければならぬといふ、いふいふ細かい規定がいっぱいあります。日本において、こいふ「差別禁止法」がなかなか生まれぬといふのは、日本人の差別が非常に巧妙だからだと思っける。アメリカ人は、非常にあからさまな差別を行います。あからさまな差別にかんしては、罰則規定は実にか設けやすいと思っける。しかし、日本のか場合は、先ほどから意見が出ているように、あまり罰則規定を強く設けすぎると、やっぱり引いてしまうと思っける。障害者と健常者の間に、また新たな壁ができてしまうのではないかとと思っける。ですから、私のか考えでは、条例といふのは、それぞれの気づきを促す材料であると思っける。気づきを促す材料は、そんなに厳しい罰則規定を設けると、気づきよりも恐怖になってしまう可能性があるのではないかとと思っける。

○**小森委員**：僕らの仲間の精神障害のか人達のか声を聞いていると、精神病院こそ、こいふ大きな差別といふぐらい、精神にか障害を持っける人達といふのは、やっぱりもっともって厳しい罰則をしてでも、障害者と健常者の間にどんな壁が生まれるか分からないけども、とりあえず今の暮らしは、自分らが惨めな形で、本当に人として扱われてぬといふ、人権もかなり本当に差別されているといふ大きな大きな心のか傷を持っける人達にとっけるは、そんなもの健常者と障害者の壁にかまだ厚い壁ができていふが、自分らが生きていくためには、それぐらいのかことは、やっけるくれよといふ思いをもっているといふ僕らの仲間の声がありました。それとやっぱり、今の精神障害のか人達といふのは、罰則も何もないけども、そしたら企業で働いている人といふのはなんぼでもいるのかとか。企業は受け入れていく姿勢があるのかといふたって、たぶん僕は今ですら、なかなかないと思っける。これは僕も就労の委員会でもやらしてもらって知っけるけども、今の企業にもやっぱり、働いている人の中にもうつのか人ができたりすると、やっぱりそのうつのか人をサポートするに、また企業のか人達が大変やいふいふ問題が盛んに起こって、そしたらもう今度のか精神のか人は受け入れることは今すらできないみたいな話になってたら、それは何らかのかペナルティを加えてでも、精神のか人達のやっぱり社会で働けるよいふいふ仕組みを作るといふのは、絶対に必要になってくるのかと違ふのかなと僕なんかは思っける。

○**山本委員**：罰則といふ名前にかすごく囚われてしまうことがあるんですけども、こいふことではなく、一番必要なのは谷口委員からも「促していく」といふ言葉がありましたけども、何かしら罰則や規定のよいふいふものがないと「促すきっかけ」がかつかめぬと思っけるんですね。何かがか起こったときに、やはり「これはこいふいふことなのか」といふことを整理していくためには、何かしらそのきっかけになる窓口的なものが必要となる。(訴えていく) 窓口がなければそれこそ差別を受けた本人がか泣き寝入りする、我慢するといふことになってしまう。また、差別をしている方にとっけるも気付かぬ差別をずっとし続けることになってしまうんじゃないかなと。

私は、せつかくこの条例を作るのであれば、そこを何かしら促していくための仕組みが必要なんではないかと思います。

○**花木委員**：町村会選出で来ています井手町の花木と申します。私の意見といたしましては、先ほど谷口委員がおっしゃられたように、今回の条例は、正式に条例化される最初の段階だと思いません。また、瀧本委員もおっしゃられたとおり、障害のある方に対しても、健常者の方に対しても、つまりどちら側だけの条例ということではなくて、「共生する社会を作るための条例」まさにこれだと思うのです。ですから、今まで健常者が配慮してきたことが、逆に差別として障害を持っておられる方は捉えられてきたという事例も、今までの検討会で報告があったと思います。そういう中で、健常者の方も「こういう事例が差別に当たるんだ」という認識をまず持ってもらうこと。また、そういう認識を大人だけでなく教育の場でも活かして、社会全体でそういう共通の認識を持つことが第一歩なのではないかなと思っております。ですので、今現時点で条例の中で罰則規定なり制裁を入れるというのは、まだ時期が成熟していないんじゃないかと個人的には思っております。

○**内川委員**：京都府聴覚障害者協会の内川と申します。いろいろ委員さんからの意見がありましたけれども、以前の障害者福祉というのは、医療モデルという考え方が強かったんですが、障害者権利条約ができたことで、医療モデルの考え方から、社会モデルへという考え方の転換が今進められているところです。大切なのは、そのモデルの転換の時期に社会の仕組み、枠組みとかをきちんともう一度考え直さなければいけないと、社会の仕組みを考えるとときに罰則というイメージではなく、社会的な制裁というのは最低限必要だと思います。社会モデルとして障害者をどういうふうに考えていくかというのを皆さん一緒に考えていただけたらいいなと思います。

○**初宿座長**：様々な意見を頂戴いたしました。やはり「罰」というもののイメージが人によってかなり違うなという感じがいたしますが、他にご意見ございませんでしょうか。

○**矢野委員**：私もすごく悩ましく聞かせていただきながら、なるほどというものが沢山あるのですが、小森委員がおっしゃっていた、名称の問題との関係というか、私自身も実は、うまく表現できないのですが、「障害のある人もない人も共に」という部分は、「共生社会」ということが、今回の条例の中では、メインになってくるのかなというイメージです。その名称によってイメージがすごく変わってくると思います。名は体を表すという言い方をされましたけども、そういう意味で、この辺のすり合わせと言いますか、最終的にその部分が出てくるんだろうなと思います。私自身の今の意見は、いろいろな方が意見を出されていますが、もちろんそのことも踏まえてですが、私自身は「障害のある人もない人も共に」という言葉は、先進的に作られている他の県の条例をみてもそういう名称で作られているということからも、この名称でよいのかと思います。もちろん、独自の名称があってもよいとは思いますが、この観点から「罰則」という言い方を皆さんおっしゃっていますけども、公表だとか勧告だとかという、その程度はもちろん必要だと思いますが、皆さんの気持ちはすごく分かるのですが、私が思う「名称」からは「罰則」の考え方と少し違うという思いで聞いておりました。

○**宮部委員**：私は娘が知的障害がある親でございますけども、娘がもうだいぶ歳をとって、長い間障害のいろんなことに関わってきたんですけども、やはり娘がですね、地域の中で、地域の人にかわいがられながら、一緒に生活をしてきたり、してもらうためには、地域の理解が必要だと思うんですね。その地域の理解を求めるためにも、私はいろんなかなりいろんなところで障害のある子ども達や障害のある人達の生活のしづらさというようなことをですね、訴えてきたし、逆に言えば、娘を地域の中に出すことによって、地域の人に障害のある人を知ってもらうということに努めてきたつもりでおるんです。そういったことから言いますと、罰則を作ったから地域の理解が進むとは僕は思いません。やっぱり時間がかかるかもしれません。実際には時間がかかってきたわけですが、まだまだやっぱり理解を求めるためには地道にね、やっぱりこういった生活がしづらいんだよというようなことを地域の人に理解をしてもらうことが僕は大事だろう

など思っております。

○**大澤委員**：PTA連合会の大澤と申します。今のいろいろな方の意見をお聞きして、心情的には本当に罰則規定とかあればいいなと思うところもあるんですけども、やはり共生社会というところを目指していくことになると、非常にそこが、設ける設けないに関わらず、どの程度その障害のない人達の認識が、この障害のある人の議論を理解していただけるか。その同じスタートラインに全然立っていないと思うんですよね。そここのところで、罰則規定を設けても何のことから分からない、差別をしている認識もないことが非常に多い中で、気づきもまだないという状況が非常に多く見られますので、そここのところで共生社会を目指すというのは、非常に難しい問題だと思います。どのようにしていったらいいのか本当に分からないところなんですけれども、まずは気付いていただく。私は差別をしていたんだということに気付いていただくということで共生社会に向けて取り組んでいくというのがこの条例作りの目的なのかと思います。一般の方というのは非常にその障害者の差別ということに関して、全然理解というよりは認識がないということにあると思いますので、そここのところで、まずは気づきで、こういうことで共に差別を受けているというところがあるということにまず知っていただくというのが最初の段階だと思います。

○**矢吹委員**：本当は中間まとめのところをしようと思っていた部分と重なってきてしまったので、話をするのも悪いかと思いますが、実は、やはり今おっしゃったように共生社会或いは、障害であることの理解を周囲にということは、私からすると、確かに皆さんが今この場を出発点だと考えれば、確かにここからなんですけれども、私らは、既に何回も言っているように、60年70年、ここには80年障害者をやっている方もいるわけですから、その中においての出来事が「まだ理解かよ」という、「まだ理解してもらわなければならないの?」という、そして京都府の中間まとめにも、「関係機関がそれが出来ていなかったことを真摯に反省する」という言葉の中にもあるので、少しは気が楽になったんですけども、それでもですね、今さら出発なんだよと言われると、ちょっと愕然とします。1981年の国際障害者年が始まったとき、あのときの「出発」だと、障害者の夜明けだと言ってももう30年以上も経つわけですね。ですから、いつまで経ってもここから出発。共に生きようと言いつつながらきて、そこは私らも一生かかって、さらにまたこれからの世代が、同じような苦しみを味わうんだとすると、これは放ってはおけない。別に私らも罰則でね、何かその罰をしてしまえばいいんだと、そんなことは思っていないんですけども、言っても言っても気付かない人をじゃあどうやって気付かせたらいいんだという、その方策をね、逆に罰則がいらないとおっしゃっている皆さんに「じゃあどうすればいいんですか」「共に生きるにはどうすればいいんですか?」ということをお聞きしたいなと思うところです。

○**小森委員**：全く一緒に、今さら何をという感じです。申し訳ないけど。僕らの先輩で、京都で頑張ってきた長橋栄一さんは亡くなっています。もう何十年とやってきて、また今さらかという話をここでされても、ほんまにどないやねんと思います。共生社会って、今も一緒に暮らしている訳で、暮らし続けて今までやってきたけれど、全然だめやから、もうせめてここで罰則でもしないと進まないのかという話ですよ。それと名前です。これは「共生」なんて書いているので皆さん勘違いはるのかもしれないけど、障害者が嫌な思いをして悔しい思いをして困ってきているから、それを何とかしましょうという条例というふうに、明確に行政にはもっとしっかり言ってほしいのが一つと、それと、第三者機関というのは、きちっと本当に権限をもって任せられる、支援センターの委託みたいな形で言うてはったらしいですけど、支援センターこそが、つい4・5ヶ月前ですわ。支援センターと市と話をしたら、市も支援センターも虐待しているんですよ。虐待しているんですよ、実際に僕の目の前で。知的障害の人を。こんな実態があるのに、行政機関が委託しているような支援センターと、そんな絶対信じられないですわ。これが何十年ずっとやってきたけど、その結果がまだ今だにこれやということにまず皆さんに理解していただいてスタートですよ。

○初宿座長：いろいろ意見が出て、深刻な問題だし、難しい問題ですので、なかなか意見がまとまりませんが、とりあえずここで、罰則規定を設けるかどうかという議題については、一旦終わりにしたいと思います。

### (3) 議題2「中間まとめ案（たたき台）」について

○初宿座長：それでは、ここから先ほど申しましたように、まず後5分ほどで、中間まとめのたたき台の説明をごく簡単をお願いをして、休憩に入りたいと思います。

#### (高宮障害者支援課長から資料2の説明)

○初宿座長：それでは休憩を入れたいと思います。2時20分に再開しますので時間厳守でよろしく願いいたします。

#### <休 憩>

○初宿座長：それでは再開したいと思います。休憩前に中間まとめ案のたたき台について説明が事務局からありましたが、これについて意見をいただきたいと思います。冒頭に藪副部長のあいさつにもありましたが、中間まとめの議論は本日と次回3月14日の会議の2回で議論するということにしたいと思います。ご意見のある方は今日出来るだけ、どんどん出していただき、それらの意見を踏まえて事務局にこの中間まとめ案の修正をしていただいた上で、次回の会議でその内容を確認していくと。このような手はずにしたいと思います。中間まとめの案のたたき台は相当の分量の文章ですので、どの項目からでも結構ですので、ご自由にご発言いただきたいと思います。

○田尻委員：総括的に見させていただきました感想も含めてですが、我々がこの間伝えさせていただいた女性・ハラスメント等の問題も京都府条例の中に盛り込もうという意識があるかなと高い評価をしています。

私のほうからは二つ、一つは障害者の定義のところですが、難病等130疾患が障害者総合支援法で加えられているが、まだまだ障害の範囲っていろいろんな意味で難しいけれど、いろいろな方がおられ、特に顔にあざがある方についても客観的に見て差別されてるという事例も聞きますし、我々も精神の方と話をしても、差別は根強い面がある。

障害者の定義については、是非今後の検討課題の中の、我々も検討しますし、京都府でも意見があったということで、検討していただきたい。これが第1点です。

二つ目は、行政の責務についてです。先ほどの議論の中でもありましたが、対行政との関係で、いろいろな発言や不法な行為等があった場合、個人や企業と違い、行政サービスを提供するところでもありますから、やっぱり差別の意識を強く持ちながら行政としての姿勢を正していただきたい。

同時に調停委員会の問題で言いますと、その構成メンバーについて、障害当事者であったり、外国籍や女性の問題等、幅広く構成メンバーを検討していただきたいというのが要望です。

この部分で言うと、いろいろな問題が出てくると思います。例えば、段差の問題が車いすの利用者から出てくる、あるいは違う法律の問題が出てくるということがありますが、法律が違つたとた

らい回しにするのではなく、専門的に検討するような専門機関としての権限といったものを持つということが私の願いです。

○**宮部委員**：知的障害のある親として、こういった条例をつくっていただくということが、やはり非常に良かったと思っています。

それと、この条例について、やはり、障害のある当事者の方に、こういった条例ができたんだよ、できるんだよということを十分知っていただくことが必要ではないかなと思います。

それと、広く府民の皆さん方に、障害のある人達が当たり前の生活をするためには、こういった条例までつくらないといけないのかということも、知っていただくことも大事ではないかと思っています。

また、条例ができれば、京都府だけで抱えてしまうのではなく、市町村にもおろしていただいて、市町村の窓口にもこういった条例を置いてもらい、こういった条例ができたよ、ということをも市民の方々に知ってもらいたいと思います。

○**村田委員**：中間まとめに女性障害のこと、ハラスメントのことを書いていただき、ありがたく思いますが、これは私たちの方がこういうことをやってほしいということを出した意見で、京都府としてどのような方向性を持っているのか、まだ漠然として分かりづらいという感じを受けています。もう少し、京都府としてどういうふうな形で行っていかしているのか教えていただければと思います。

広報の面で、府民だよりとか市民だよりといった配布物等でももう少し知らせていただくことを検討いただいているのでしょうか。タウンミーティングでは人数が少ないですし、ホームページも皆さんがパソコンを叩いて見れるという状況でもなく、皆さんの住んでいる家に必ず届く、府民だよりなどであれば必ず皆見るので、分かりやすくなると思います。

検討会議がいつ開催されているかということは当然ですが、どういう内容を話し合ったのかということも知らせていただけると、障害者だけで話し合っているわけではなく、こうしていろんな方で検討を進めているわけで、やはり、広く皆さんに知ってもらった上での形にならないといけないと思います。

○**高宮障害者支援課長**：条例が制定されれば、当然、府民だより等活用してしっかり広報やっていきたいと考えています。

ただ、検討段階の場合、検討の内容がその時々で変わってきます。他方、府民だよりなどは、まずスペースを確保するのが何ヶ月も前になり、原稿を固めるのも一ヶ月前には固まるため、検討段階で周知に使うのは難しいところです。

○**大槻委員**：何か所かに、「オール京都体制」と出てきますが、「オール京都」という言葉の概念を教えていただきたい。

○**高宮障害者支援課長**：中間まとめでは、「オール京都体制での取組」ということをいくつも書いていますが、その趣旨は、関係する機関、団体、それから広く府民みんなで取り組んでいくんだということです。

特に中間まとめの 27 頁にオール京都の推進体制を構築していくということで、府民運動のエンジンになるような組織づくりの体制を構築していくことを書いています。例えば、共生社会実現の推進機構みたいな名前のところに、府内の関係する団体、京都府、経営者団体などを含めて、福祉関係、医療関係、教育関係、そういった関係団体が集まって、府民運動の方向性というものをつくっていくようなものをイメージしています。

○**山本委員**：この期間の中で「中間まとめ」をまとめるのは大変だったと思いますが、いろんな意見を受け止めて書き込んでいただきありがとうございます。中でも、ハラスメントのこととかどうなるのか心配していましたが、精神保健の分野から言うと、やはり精神の場合はいじめやハラスメントから発病していくという経過もありますので、予防の観点からもハラスメントの部分を取り上げていただきありがたいと思います。ぜひ（正式な）条例においても盛り込んでいただけ

ればと思います。

一方で不安に感じている点があります。文章の中に「合理的配慮」「正当な理由」といった言葉がずっと使われていますが、合理的配慮とは、どういうことになれば合理的配慮なのか、捉え方によると、なんとでもとれてしまう可能性があると思うんですね。最近、私の事業所内であった話題を言えば、例えば生活保護のことなんかが大きな話題になっていますが、（保護を受けている方と言うのは）圧倒的に立場が弱い状況にあるわけですが、ケースワーカーから言われる言葉ってというのはとても強い言葉なんですね。そうすると（ワーカーからのダメという言葉は）正当な言葉として受け入れられなかったとあきらめてしまうことがあるんじゃないか、そういう不安を抱えているという声がすごく多いんです。

私もそれを思うとき、「合理的配慮」「正当な理由」とは誰にとってのものなのか、どう捉えたらいいのか、ということをしごく不安に思っています。そういう部分で、この条例が誰のための、何のための条例なのかという部分でも、障害者の利益を守るためなんだという本筋を守りたいと思います。立場が弱いゆえに「これはこうなんだ」と条例によって守られていることがとても大事だと思います。

合理的配慮であるとか正当な理由は、組織であったり各団体が「こういうような配慮を考慮して、こういうような段階まで考えたけどできなかったんだ」という細かい工程が必ずいる。そういう工程をちゃんと踏まえた上で出した答えなのかどうかを検討するしくみができたらと思っています。

第三者委員について、田尻委員からもありましたけれど、やはりここは、とてもこの条例の中で大きい（意味がある）のかなと思います。そういう部分では、外国人の方、女性の方、各障害の当事者が第三者委員の構成員に入って意見を言えることが必要かと思っています。

罰則の話に少し戻りますが、私は法律に疎いもので、何かしらのペナルティなどの罰則が必要だと発言しましたが、法律的に罰則と言うと、懲役だとか罰金などに限られるとお聞きした。そうではなくて（懲役や罰金を与えたいという趣旨ではなくて）、差別や、そういうことがあったときに、中間まとめで言いますと、「公表」「勧告」「調査」「あっせん」「相談・調整」など、そういうことを盛り込むということです。

また、第三者機関にきっちりと権限を持たせて取り組んでいく、そういう仕組みをつくってほしいという意図で言っておりましたので加えておきます。

**○矢吹委員：**すでに他の方からも言われていますが、ここまでまとめていただいたということについて非常に敬意を表したいと思います。ここまで来るのに相当時間がかかったことと思います。

そう言いながらも、色々注文をつけるということで申し訳ないですが、どうしてもタイトルから始まってしまいう全体のイメージ「共生社会」ということが、別に共生社会を否定するつもりもないですが、私たちがいままで言われてきた、かわいそうな障害者ではなく、本当に社会参加をしていく在り方の中での共生社会というものが、はたしてこれで実現していくんだろうか、どこまで期待できるかという思いをするときに、例えば、この分類、最初から分野別のところで話すべきだったんだなど、いまさらながら思うこともたくさんあるんですが、例えば、政治参加の問題、家族と障害者の関係、地域と障害者の関係というようなこと、例えば、教育とか労働とかコミュニケーションとかのいろんな分野の中でも、なかなか表現しきれないものがたくさんある。はたして今までの分野別や分類だけでいいんだろうかということを改めて感じたので、もしこれを今更改めて分野を増やすとかいうことが仮に無理だとするならば、前文的な部分、いわゆる条例の始まりの説明、条例全体に流れる思想、哲学、方向性というようなものの中に、いままでのテーマでは語られなかったような部分の基本的な考え方を是非入れ込んで欲しいということが一つ。

ましてや、基本理念ということにはこのまとめの段階ではあまりふれられていないだろうと思いますが、私たちの中で言うと、抽象的な表現でなく、もっと具体的な表現で示していただかな

いと、山本委員がおっしゃるように言葉一つの解釈でずいぶん変わってしまう、私たちが思わない方向に解釈されてしまうということが大きくあります。その辺を十分に注意しつつお願いしたいと思います。

もう一つは、教育の分野で、いわゆる普通教育と支援学校の間のことなどについても、支援学校に他の学校から訪ねていき、あるいは訪問し交流をする、あるいは障害児のほうが普通学級のほうに行って交流をする、ということが、ちょっと読んだら当たり前のことのようなんですが、その表現自体が、非常に普通の子と障害児を分けたようなことになってしまっていて、もう少し地域の中で共に生きているお互い子ども達なんだよ、仲間なんだよということの表現がないと、テーマとはまた違った別の社会をつくりあげてしまっているというようなことがあったなというように思っています。

つまり、学校の二重学籍を認めていくような、本校と分校みたいな感じ、そういうことがもっともっと普通に自然に、私たちはこの地域で大きくなっていくんだという意識を持たせていく表現が必要だろうし、教育の中身も親に対して十分に話を聞いたと書いてあるが、その根拠が何なのかということとは書かれていないので、繰り返しになるが、説明ではなく説得になってしまっているということがとても気になります。

正当化する、差別とか合理的配慮の欠如にならない正当な理由という枠組みの中で、いくつか記載されているが、差別規定というのが明確になっていない中で、正当な理由だけが明確に出されてしまうと、むしろこれだけが一人歩きをしましてまずいのではないかと、あまり根拠がないままにこの正当な理由というものを安易に出されるとまずいのではないかとというふうに思います。

例えば、車いすで入ったら傷がつくのではないかと、ということがあったら入れなくていいとか、会社で雇用するときオーバーアップしていたら採用しなくてもいいというようなことは、当然雇用は何人ということが決まっている中での採用な訳で、人数がオーバーしたら当然採用されない訳で、それが障害者の差別かどうかということは、また問題が違うにも関わらず、それを正当な理由として出してしまうような、京都府の方でも横断的な部署があまり障害者のことをご存じないのかなど、もっと障害者の実態を知った上での正当な理由とといったことを取り込んでいってもらいたいなど、とても表面的な事象を捉えた正当な理由は、私たちにとってはまだまだこんなもんじゃないよということがたくさんあります。

すばらしい、私たちの意見もずいぶんここに入っているながら、またさらに、いろいろ言うのは大変心苦しいですが、申し上げたいと思います。

**○関委員：**教育の分野で、知的障害のある方の思いを少し伝えさせていただきます。自分は、小・中は通常学級で学ぶ時間もありましたが、籍は特殊学級でした。自分より障害の重い仲間でも、通常学級と一緒に学びたいと思っている人はたくさんいると思います。

今の教育分野の条文の例では、一緒に学びたいと思っている本人や親がいても、意見を聞いて説明をすればそれでいいとされているのは、おかしいと思います。一緒に学びたいという本人や親の意見を尊重し、通常学級で学ぶという権利を認めてほしいと思います。

**○初宿座長：**教育の話が出ておりますが、岩城委員、もし何かございましたらお願いします。

**○岩城委員：**主に交流の部分と、それから就学のところでしっかりと話を聞くという部分、それから通常の学級で学ぶという部分で、少しこの書きぶりがどうかなということだったと思います。例えば、交流及び共同学習であれば、いま学校教育の中では、それぞれの学校で計画的・組織的にやっていくという視点も入っていますし、少し誤解があるのは、話を聞いたらそれでいいということではなく、しっかりと保護者と話をし、就学先についてしっかりと合意形成していくと、そういう視点も示されていますので、また健康福祉部と連携して、この書きぶりについて少し調整させていただきたいと思います。

**○上原委員：**中間まとめ28頁の「障害に対する理解の促進」が最も大事な部分ではないかなと、

実質この条例ができたあとですね、進めて行くには最も大事な、と言いますのは、やはり、この分野でなくても、私も医師ですから、在宅医療とかいろんなことにこれまで取り組んできてますけど、20年間、先ほどありました、いまさらながら始めかという話がありましたが、本当に20年間同じことをやってもまったく進まずに、やっと京都府が地域包括ケア推進やったわけですが、そんなもん20年前から訴えていることなんですね、実際には動いていないだけっていう話なんです。

なぜかという、そのことに対する理解をしていただける方が非常に少ないということですね。障害に対する理解の促進の中で、先ほどから出てます、28頁の一番下に、子どもの時期からというのは、これが最も大事なことで、色々と議論していただきたいと思うんですが、その中でやっぱり、単に接するというだけでなく、一緒に日常生活する、そういうことが非常に大事ではないかなと思います。

色々と大人に対する障害のある人となない人の交流の場を色々設けるというようなことも書いてあるんですが、例えば29頁には、障害のある人となない人が一緒に参加し、障害に対する理解を深めることができる交流イベントとあり、これも今後どういうことを企画するのかお聞きすることになると思いますが、もしこのイベントを開催しても、おいでになる方というのは、本当に既にほとんどが障害に理解のある方の参加で、それ以外の方はほとんど来ていただけない、という現実が多分あるかと思います。

私も先ほど申し上げたように、他のことをやっていたときに、いつも来ていただいていた方は既にご理解いただいている方、それ以外の方はほとんど来ていただけない、まあ具体的な例ですけど、そのイベントの中にアンパンマンショーなんか入れますと、お母さんやおじいちゃん、おばあちゃんという人がいっぱい来てくれまして、そこでやっと話を聞いていただけるというようなことがある。

ここにお集まりの皆さんは、もちろん、そういうことにご理解のある方ばかりですが、一步外に出ると本当にほとんどの方が理解がない、しかもイベントやったら来られないということがありますので、その辺、まったくない人に、これからどうやって少しでも来ていただけるような形のもの考えるかということと、子どもへの教育、この二つが最も大事なものではないかなと考えています。

○**山条委員**：罰則規定からは話がずれますが、千葉県条例に差別の多くが誤解偏見、無理解によって生じているとある、そういうところにやっぱり気づきがあっても良いと思います。気付くのは心の部分で、それはあくまで個人の中にあるものだとも思います。例えが適切でないかもしれませんが、誰かがいじめにあっているとして、周囲の者が黙って見ていたらその状況はしばらく続くかも知れませんが、周囲の者がそれはダメだと言える。そういう人が多数派を占めれば、それで状況が大きく変わるのではないかと思います。差別はいけないという、そういう感覚を持つには、やっぱり今おっしゃっていただいたように、特に子どもの頃からの教育がとても大切で、どういことをこれから推進していくかが、私はこういった差別、無理解とかいうことを是正していく為の取組みとして、本当に大事になってくるのではないかと思います。

○**瀧本委員**：条例制定に向けた検討のところなんですけれど、法と条例との関係性なんですが、例えば、共生社会の実現のための基本理念、これは障害者基本法においても、共生社会の実現を目指す、その中で基本理念を掲げられています。それとこの条例との関係とか、あるいは、まだ法の中身まったく見えてませんが、現在検討されている障害者差別禁止法、この中でも差別の定義とか、事後解決の仕組みとか、部会の意見の中ではそういったところも入ったりしていますので、法ができあがれば入ってくるのかなと、そうなると、この条例と法とのダブルスタンダードになってしまうこともあるかもしれませんので、法と競合した場合の関係性をどこかでふれとかなくともいいのかなと考えます。

○**高宮障害者支援課長**：国の差別禁止法との関係ですが、24頁の一番下に法律が成立した場合に

については整合性を検証する必要があると書き込んでいます。今まだ国の法律の中身が見てないので、議論しにくいのですが、一言触れてはおります。

**○民谷委員：**差別禁止法と条例の内容は確かに検討する必要があるんですが、今現段階で国の法案が提出されるのかというのは読めない状況ではありますので、ひとまず、京都府は京都府独自で議論しておくということで、問題はないかと思っています。

内容についても、差別禁止法の部会の意見と、京都の中間まとめ、そんなにずれてないと思いますし、仮にずれたとしても、恐らくこれは憲法の分野だと思いますが、法律の部分と、条例が抵触する場合の問題も、法律の趣旨に反しなければ、多少違ったことを条例に決めていてもかまわないということで、私は問題ないのかなと考えていまして、特にこの中間まとめ案に基づいて条例ができれば、そう問題は起こらないのかなと、今のところ考えています。

京都府のほうで、ずいぶん頑張って中間まとめ案を作られて、ずいぶん議論を反映していただいたという感覚でいますが、今後どのように、中間まとめ案に基づいて条例を作っていくのかという議論をこの後させていただきたいと思っており、具体的にどういうタイムスケジュールで、どういう内容をつくっていくのか、といったあたりをもう少しお聞きしたいと思っております。

**○高宮障害者支援課長：**今後のスケジュールについては、3月14日の検討会議で議論していただき、この「中間まとめ」を取りまとめたと考えており、その後、条例の構成・内容などの議論に進みますが、詳細なスケジュールはまだ立てておりません。

「中間まとめ」をまとめて、この検討会議での議論、それから検討会議に入っていない府民の意見も聴いていきたいと考えており、自立支援協議会や関係団体などから、どういった意見をもっているのか聴いていくことを平行して進めていきたいと考えています。

**○粟津委員：**26頁の③に関わるところで、条例が今後できていった後、差別事例とか紛争が、府民と府民どおしといった個人の関係ではなく、条例の中でしっかりと位置付けをするためにも、国の意見書の中にも、国等の責務ということが明確に記載されており、この③ではいわゆる関係者ということで、京都府、市町村、府民、企業と横並びに書かれていますが、他の項目も合わせて、やはり条例を策定した後の部分の、京都府並びに市町村という、いわゆる行政の責任という部分をですね、項目をあげて抜き出してしっかりと位置付けておくことが必要ではないかなと、やはり、その他の企業、府民と横並びというのは少し違うのかなという思いがしますので、そのあたりは国の意見書に従って章立てしたほうがいいかなと思います。

**○矢野委員：**今の粟津委員と、一番最初に質問された大槻委員と同じところで引っ掛かってしまっています。「オール京都体制」ってなんやろ、と最初に思っていました。京都府では色々なところで「オール京都」という言い方は、使っておられますよね。そこでは、粟津委員のおっしゃった行政の責任もそうですし、すごく失礼な言い方をしますが、京都府のなかでどれだけ他の部署の方が、この会議でも裏におられますが、どこまで関心をお持ちなのかが、やっぱり、この会議の中でも見えてきていないと、僕自身は思っています。また、その会議の中でも、この条例をつくることによってコストがかかるという覚悟が必要であるという発言があったと思いますが、その辺も含めて、ここでは、そのことも26頁の③のところにサラッと書かれていますが、今後、この中間まとめが府議会に出て、検討されて、条例になっていくというところでは、難しい部分ではあると思いますが、この辺のところは、もう少し関心をもってもらえたらと思いました。

他府県の条例を見ていると、条例としては多分2～3頁にしかならないと思うのですが、その中で、この中間報告があって、その後、最終報告が出ると思いますが、これらの議論を条例にどう反映していくかが、これからの課題だと思っています。

**○藪健康福祉部副部長：**最初のご質問、京都府の行政内部で各部局はどうなんだというお話であったかと思います。当然のことながら健康福祉部だけの問題ではなくて、京都府の各部局、それから市町村もそうです。この検討会議を立ち上げたあと8月に京都府内で障害者施策推進本部とい

う、副知事がトップで各部局長の会議にこの条例を検討していくという話をしておりますので、当然各部局もこの会議を受け止めて必要な対応をしていくという認識は一致しております。さらに、この会議の幹事会として各部局の関係課長に集まってもらい趣旨を説明しております。近く、中間まとめが出来ましたら改めて幹事会を開催させてもらって、さらに徹底したいというふうに思っております。当然のことながら各部局、各分野において、こうした話を受けて対応していく心構えはさらにしっかりと意識を持ってやっていきたいと思っております。

それから条例ですが、ご承知のように条例というのは行政法規で議会の議決の下に制定されていくこととなります。こうした検討会議の中身を一つの大変大事なものとしてしっかり受け止めて、条例の作業を進めていくということになると思いますが、この文言が全て条例の文言に盛り込まれるわけではないので、その辺は誤解のないようお願いしたいと思います。条例というのは法規ですので厳密な言葉の定義の下に抽象的な表現になってしまう部分があり、これは仕方のないことかと思っております。

○**小森委員**：京都府が各市町村に対してこの条例が行き届くように勉強会などされるのでしょうか。

○**藪健康福祉部副部長**：市町村に対しても機会のある毎にこの検討会議を設置して検討をしていることを伝えておりますし、現にこの委員の中にも京都市さんをはじめ市長会、町村会の代表の方も出席いただいて、そのルートでも伝えていただいているのではないかと思います。また、研修といいますか、それぞれ独立した地方公共団体としてこういう問題にどのように取り組んでいくかということはさらに意見交換をしていきたいと思っております。

○**小森委員**：お聞きしたのはなぜかという、私の事業させてもらっている地元の市町で、正直言って障害福祉の担当者の障害者に対する考え方の程度が低すぎるんですよ。本当に事業所が差別をやっても役所の人間が出て来てその事業所を守ろうとする体制が実際にあるんです。そういうところを本来は京都府からきちっと対応するように言って欲しいけれど、以前一度京都府に言うと同じ対等な立場なので京都府から指示とかすることは出来ないと言われていたんです。今回条例が出来たら、そういうところに誰か入って行って、そのようなことをしていたらだめだと言えるのでしょうか。

○**藪健康福祉部副部長**：ご指摘のケースは存じ上げていないので、そのケースについてのコメントはできませんが、一般的に京都府として市町村に助言なり技術的助言を含めて権限のあることについてはそれぞれの所管できちんと個別に対応していくのは当然のことと思っておりますし、この条例の範囲をどこまで、どういうふうに規定するかというのもこれから技術的な問題も生じてくるかと思っておりますが、他の法令との関係も含めまして、いずれにしても市町村に対して我々として出来ることはしっかり対応させていただこうというふうに思います。

○**小森委員**：なぜこの話をしたかという、条例が出来た後のチェック機関、第三者機関のあり方によってはこの条例が全然だめになる可能性があると思っております。その第三者機関に僕らのような当事者を入れて、きちっと見据えた上で権限を持たせるということをしかりと取り組んでいただく。これを絶対にお願ひしたいと思います。

○**藪健康福祉部副部長**：しっかりと受け止めさせていただきます。

○**山本委員**：山本です。第三者機関の研究の件は私も同意です。それから条例が出来たときに全ての文言が中に入れられるかどうか分からないということ、全部入れるのは難しいかと思っておりますが、他の条例でも解説書などでこの条文にはこういう意味合いがあったり、背景があるとか、こういう流れの話し合いの中でこのような文章になりましたということを書いてあると思っております。今後の検討会議の中でそういうものも作成してきっちりと運用していけるように出来ればいいと思っております。

○**民谷委員**：民谷です。先ほどの意見に追加して意見を述べさせていただきます。1点目は今山本委員がおっしゃったガイドラインについてです。中間まとめ案にもガイドラインを作成する必要があるというふうに記載はしていただいているのですが、他府県と同様ある程度法的なガイドラ

インを作成する必要があるのではないかと考えております。出来ればそういう内容の方が良いのかなというふうに考えております。国の意見書でもそのような内容になっていたかと記憶しております。

その関係で条例をどのように作るのかという点ですが、中間まとめ案を具体的に全部条例の文書に盛り込めないとすれば、どういうふうに文章が出来ていくのか、それで最終、議会議に流れていくのかというあたりをもう少し考えていた方が良いというのが1点です。

あと細かい点が2点ですが、ハラスメントと女性の複合の差別の問題については最終的に、各分野に入れるのか入れないのかの判断をどの段階でするのか、それは作り方も絡みますが、その当たりの判断は、最終、誰がどのようにするのかというのを少し考えておいた方が良いと思います。それから、そもそも「共生社会」という言葉ですが、「共に安心していきいきと暮らせる」という言葉が何回か出てくるのですが、そもそも、この条例は何のために作るのかというところにもう一度立ち返って考える必要があるのかと考えています。なぜかといいますと、基本的には障害の定義の問題で、障害というのはなぜ障害となるのか、基本的には社会の問題であるというのがここ最近の世界的、国際的な考えです。そうすると社会が合わせていく必要がある。特に行政にはその責務があるというのがここ最近の基本的な考えの中心ではないかと思っております。ですので、障害者の方が合わせなきゃいけないというようなニュアンスがどこかに出てると余りよくないと思っております。少なくとも書いていただいている文章を見ますとそんなにそういうニュアンスはたくさんはないかと思えますけども、この議論、この中間まとめによって他の方が誤解されないようにしていただければと思います。

**○矢吹委員**：あまり具体的な話ではないのですが、ここまで議論が進んだ時点で思うことは、「共に安心していきいきと生きる社会」というのは、皆さん本気でそう思っているのだろうかということです。いきいきと生きるのは良いし、仲良く生きるのも当然なんですけど、ようやく生活保護を取ったら今度は切り下げますよ、年金がもらえらと思ったら物価スライドで下がりますよ、下がったと思ったら今度は消費税が上がりますよと、いろんな意味で、障害者でなくても皆さん健常者がこの社会の中で苦勞して生きているわけで、今まで勤めていた会社も解雇され、ホームレスになったり自殺をしたりと、決していきいきとしない安心の出来ない社会で、障害者だけがいきいきと安心して暮らせるなどというのは、私らは幻想だと思っております。

ですから、きびしい社会であっても、対等にスタートラインに立たせていただいて、能力がないなら「ない」とはっきり言っていただいて、「やれば出来る」なんて言わずに、「やってもできないんだよ」ということをはっきり言ってもらえる社会の方がはるかにいいのかなあ。これは障害者自身の中でも個人差はあるし、いろんな考え方の人もいるので私の意見が全て正しいとは決して思いませんが、しかし、差別されても、変な言い方ですが、とつても気持ちの良い差別もある。これは見事にやられたなあ、これはしょうがないなあ。というのがあります。俺はオリンピックで100メートルを10秒で走れるわけじゃないよなあ、だけでも応援に行って「頑張れ！」と応援することは出来る。そのような意味では、どのような形で我々が社会参加するのかというときに、まさか私に100メートルを10秒で走れとは誰も言わないだろうけども、でも今の社会は時として間違っていて「やれば出来る」と言っちゃうんですね。ですからいかに頑張っても出来ないこともあるんだということも含めて、それでもこの社会に生きていくことは素晴らしいんだよ、いきいきと生きられる社会なんだよという、全体像、イメージが福祉的発想で形作られているのかなあというふうに思っていて、この中間まとめや条例とかの条文などの具体的な話でなくて、抽象的な観念的な話をしてもナンセンスなのかもしれないけれども、ただ、イメージとして、もう少し障害者にもきびしい社会であるし、いきいきと安心して平和に暮らせる社会はそう簡単には来ないんだよと、差別されることも嫌なことを言われることもあるんだよ。しかし、一緒に生きましようねと、出来るだけ仲良く暮らしましようねという、そこのメリハリが、漠然と障害者はかわいそうだよ、仲良くしようね、いきいきと暮らそうねという話だけでは見えて

こないものがあるのではないかなと思います。この中間まとめの何ページのどこという話ではありませんが、その辺がもう少し皆さんと議論して共有していけたら、この時間だけではとてもこの話は出来ませんが、それが障害者を本当に理解するという事ではないかなと思います。以上です。

○**初宿座長**：ありがとうございました。大切なお意見をいただいたと思います。今の意見に関わりますが、条例の前文を作るかどうかと先ほど矢吹委員からもありましたが、先行条例では前文はあるのかということと、作ろうとしている条例にはそのような理念みたいなものを最初のところで書くような予定はあるのか、もし考えがあれば教えてください。

○**高宮障害者支援課長**：中間まとめの25頁の、①「条例の目指す社会」のところですが、条例の前文で目指す社会というのを示すことが必要だろうと書いています。また、他の都道府県の条例においても前文は書いてあります。

○**初宿座長**：ありがとうございました。もうお1人か2人ほどいかがでしょうか。まだ発言のない方、ご意見があればどうぞ。

○**山本委員**：分野分類についてこれでよいのかというご意見があったと思いますが、今から全部を組み直すことは難しいと思います。ただ、今後時代の流れやいろんなことによって、いろんな問題が出てくるかと思えます。この間にも政治参加、投票権の話も出たかと思えます。今後実際にいろんな相談などが出来たときに、組み込める部分としたら前文であったり何らかのところに文章に残しておくことがいいのではないかなと思います。

○**向井仲委員**：合理的配慮とかいろいろな不利益取り扱いの内容についてはまだまだ詰めなければならぬところがありますが、出来た条例をどのような形で社会に啓蒙・浸透させていくのかということと合わせて、特に企業の雇用の場でどのように受け止められるのかは気になることです。先ほど言いました通り、障害者の立場で考えることが出発点ではありますが、残念ながら企業の採用の場では、なかなか前向きには受け止められないという事実も、一面で共有化しながら進めていくことが現実的ではないかなと思います。私どもも、そのうえで条例を企業のなかでどう浸透させていくか、どのような考え方ですすめるか、を議論するための役割を果たしたいと思えます。

それとどのようにされるのか気になるのは、タイトルコピーが「障害のある人もない人も共に」と横並びになっていることです。障害のある人が住みにくい社会があって、それは障害のない人が作っている社会であると考えたら、「障害のある人が住みやすい社会づくり」と端的な表現がよいと思えますし、それでない綺麗ごとで流れてしまうような気がします。すでにいくつかの私案が出ていると聞いていますので、どのようにされるのか気になっています。

ただ前文を作られる場合、前文には、条例の志や趣旨が盛り込まれるものなので、国や他の都道府県との統一性を外さないと言う事であれば強くはこだわりません。

○**高宮障害者支援課長**：前文の内容についてはタイトルも含めて、今後、議論していただこうと考えております。

○**小森委員**：企業に入るときにバッシングが強くてという、そういうようなことが想定されるなら、向井仲さんが委員で来られているのですから、ここの中の話がなぜそうなったかということ、しっかりもっと広く企業の人達に伝える勉強会を開くとか、それは別に差別をして罰則規定を作った経緯はこうあるのだと、だからやはり企業もそのことは認識すべきと、きちっと説明していけば、僕はそんなことはないと思うんです。はじめからそこを難しいのだということになれば先に話が進まない。今おっしゃっておられるように障害者が社会に合わせる訳ではないわけで、僕らが社会に合わそうとしたら歩けるようになるしかない。そういうことはない訳です。歩けないからヘルパーを使って社会参加をするわけですし、やはり車いすの高さにボタンを合わせれば、健常者には少ししゃがんでいただいて押してもらえれば良いわけで、あくまでこれは障害者の暮らしを変えるのではなくて、健常者、社会がその人たちの暮らしに近づくんだけ、変わるのは社会

だということを、そこで話をすることによってバッシングなんていっぺんに消えると思います。

○**向井仲委員**：今、小森委員がおっしゃったことは否定しませんし、その通りやれればと思います。私が経営者で自社の意思に強くかかわれるなら、それに努めることをはっきり申し上げますが、私の立場で、個別企業それぞれの内外に抱える諸問題の優先順位の中でどうかと考えますと、悲観的ですが難しいと言わざるを得ません。

それから、私自身はこのかた大きな障害の経験もなく、身近な家族にもない環境で来られていますが、だからこそ、障害者が住みにくい社会を変えていくことは我々の義務であると考えているつもりです。ただ、このような場で、障害者の方が直面してきた悔しい思い、繰り返し変える努力をしてきたが何も実現しない虚しさをどこまで解って発言できるのか、とのご指摘を受けたりあるいは自問自答しますと、正直発言や気力が鈍ります。泣き言を言うようですが、私自身はよくも悪くも企業の実情を前提として一定のポジションに立たないと、委員として発言させていただく役割が果たせないと思っています。

スポーツ界のパワハラ体質の改革ではありませんが、厳しい規制や罰則を思い切ってドンと打ち出すことで、広く認識を変えるきっかけにするという考えもあるでしょうが、本当に企業もいろいろあり、障害者雇用をよく理解・実行されている経営者が少数おられる反面、多くの企業では、条例の内容が必要だと理解でき、自分たちの問題として受け止められれば最小限協力しようというのが実情です。せつかく多くの知恵を結集して作成されるこの条例が、先ずは正面から企業に取り組みなくてはいけないと思わせる条例であり、目に見えて変えられなくても、一歩でも半歩でも前進させられるための条例になればと考えています。

○**高宮障害者支援課長**：1点だけ、検討会議はあくまでも京都府の条例の中身について議論いただく場ですので、各委員が何かをやるべきとか、各委員に何かをやることを求める場ではありませんので、そこを踏まえたご発言をお願いします。

○**小森委員**：向井仲さんの意見に対して僕の意見を述べているだけなんです。僕が向井仲さんに何かをして欲しいとは言っていないです。

私は企業が今から変わればいいと思うんです。僕らの何十年という歴史はそんな簡単なものではなかったです。これは、言わせていただきたいことです。行政と話を何年も何十年も続けてきてやっとなんかまでたどり着いて、やっとなんかから行くというところで、ここに向井仲さんがこうして出てこられているのだから、向井仲さんに言うしかないのですが、だけど、そういうときには僕らも一緒にさせてくださいよと。僕らの仲間も企業就職している者もいます。そのときは企業に行って頭を下げて話をし、障害の理解をしてもらって企業就職してきたという実績もあるので、その辺のことはいい加減に言っているのではなくて、企業側の人と何年も話をきて企業就職を実現させたという実績も、小さいかもしれませんがありますので、向井仲さんが持ち帰ってしんどい思いをされるより、ここに障害を持った当事者がいるのですから、その人たちも一緒に協力させていただくと、もっとスムーズに行くと思います。だからこそ、罰則というのを前向きに考えてとらえていっていただきたいという思いを持って、発言させてもらっています。

○**初宿座長**：ありがとうございます。予定の時間を過ぎておりますが、まだまだご意見あろうかと思しますので、本日言えなかった、言い切れなかった意見につきましては、メール等で事務局へ出していただければと思います。もちろんメールでなくても文書でも結構かと思しますので、ご遠慮なく出していただきたいと思います。事務局の方でそれらのご意見を踏まえて「中間まとめ案」をさらに修正してもらい、次回の会議でその内容を確認していただきたいと思っております。必要に応じてさらに修正となるかもしれませんが、そのような形で次回の会議を進めるということで、ご協力をお願いしたいと思います。

それでは長時間ありがとうございました。これをもちまして本日の議事を終了いたします。